

# 学校感染症による出席停止について

## 1. 学校において注意すべき感染症の種類

学校保健安全法施行規則に定められている学校感染症は下記のとおりです。これらの病気にかかると出席停止の措置をとります。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ（H5N1）
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等）、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

## 2. 出席停止の手続きについて

- ①学校へ連絡      上記の表に示している病気に感染、感染の疑い・可能性が生じたと医師から診断を受けた場合は速やかに担任へ連絡してください。感染症の症状により欠席し始めた日から医師が治癒したと認めた日までを出席停止扱いにいたします。
- ↓
- ②療養・医師の診察      医師の指示に従い療養を行ってください。
- ↓
- ③「登校許可書」提出      感染症が完治し、登校する時は「登校許可書」が必要になります。  
医療機関で記入してもらってください。  
登校許可書は学校HPからダウンロードできます。

※「新型コロナウイルス感染症」及び「インフルエンザ」に感染した場合は、「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの療養期間届」を保護者様で記入・作成をしていただき担任に提出してください。用紙は学校HPからダウンロードできます。